

公益社団法人栃木県看護協会総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人栃木県看護協会（以下「本会」という。）定款第21条の規定に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 総会出席者は、法令、定款、定款細則及びこの規則を遵守しなければならない。

第2章 総会の招集の手続等

(招集の手続)

第3条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
- (4) 次に掲げる事項

イ 総会参考書類の記載事項（議案、議案につき総会に報告すべき調査の結果があるときはその結果の概要及びその他社員の議決権の行使について参考となると認める事項）

ロ 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨

(5) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(6) 次に掲げる事項が総会の目的事項であるときは、当該事項に係わる議案の概要（議案が確定していないときは、その旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

ハ 事業の全部の譲渡

ニ 定款の変更

ホ 合併

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第37条第2項の規定により会員が総会を招集する場合には、その会員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第4条 総会を招集するには、前条第2項の場合を除き、会長は、総会の開催日の2週間前までに、正会員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び議決権行使書、出席表その外必要な書類を同封しなければならない。

3 第1項の通知は、通知発出日の前月末における正会員名簿（「一般社団・財団法人法」第31条の「会員名簿」をいう。以下同じ。）に記載された正会員に対し、当該正会員名簿の住所宛に送付するものとする。

（議決権の行使に関する基準日）

第5条 総会の議決権を行使できる正会員は、前条の通知を送すべき正会員とする。

2 正会員名簿は毎月末ごとに更新・調整するものとする。

第3章 総会の出席者等

（名簿）

第6条 正会員は、総会当日開会定刻までに議場に到着し、受付において名前、施設名を記名しなければならない。

（役員の出席）

第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

（役員以外の出席）

第8条 本会の職員等は、理事を補助するため、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第4章 総会の開会等

（議長団選出前の進行役）

第9条 議長が選出されるまでの間、会長の指名した者が会の進行をつかさどるものとする。

（議長団の選出）

第10条 議長団の選出は、正会員の中から推薦委員が推薦した候補者について総会において承認決議を行う方法によるものとする。

（議長団の着席）

第11条 議長団は議長団席に着席する。

（議長の権限）

第12条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え中止させることができる。

（1）議長の指示に従わない発言

（2）議題に関係しない発言

（3）冗長又は重複する発言

（定足数の確認）

第 13 条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告しなければならない。

(開会の宣言)

第 14 条 議長は、前条の報告により定款第 17 条に定める総会成立のための定足数が満たされたことを確認したときは、開会を宣言しなければならない。

(議題の提出)

第 15 条 総会に付する議題は会長より文書をもって議長に提出しなければならない。

(審議の順序等)

第 16 条 議長は提出された議題について、あらかじめ記載された順序に従い、審議に入るものとする。ただし、理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第 17 条 議長は提出された議題について、提出した理事又は監事に趣旨説明を行わせた後、その審議に入るものとする。

2 当該議題に関する事項の報告又は説明を行う理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(質疑)

第 18 条 出席正会員は、議題について質疑することができる。

2 正会員は、議題について議長の指定する時間帯において質疑することができる。

(発言の機会)

第 19 条 正会員は、議題に関する事項の報告又は説明終了後でなければ、当該議題に対し発言することはできない。

(発言)

第 20 条 正会員が議題について発言するときは、議長の許可を得なければならない。発言に先立ち自己の氏名と所属を明らかにしなければならない。

2 発言の順序は、議長が決する。

3 発言は、完結明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があるときは、発言時間を制限することができる。

(議長の発言)

第 21 条 議長が討議のために発言しようとするときは議長を交代し、正会員席に着かななければならない。

2 議長が討議に参加したときは、その議題又は議案の採決が終わるまで議長に復することはできない。

(説明義務者)

第 22 条 正会員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。

2 正会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されてい

る場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事又は監事は、議長の許可を得た上で補助者に説明させることができる。

(一括説明)

第 23 条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明をすることができる。

(説明の拒絶)

第 24 条 理事又は監事は、質問が次の理由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明することにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明することにより本会、その他の者（正会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明尾するために調査を行うことが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(休憩)

第 25 条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

(採決)

第 26 条 議長は質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、議案の可否を採決する。

(採決の方法)

第 27 条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(閉会)

第 28 条 議長は、すべての議事を終了したときに又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 29 条 総会の議事録は書面をもって作成し、議長及び総会において専任された議事録署名人 2 名が署名又は記名押印をしなければならない。

2 議事録には下記の事項を記載する。

- (1) 会議の日時、場所及び目的
- (2) 出席した正会員数、
- (3) 会長又は役員の報告事項
- (4) 会議に付された議題
- (5) 議題となった動議及び動議者の氏名
- (6) 議決及び発言の要旨
- (7) 決議事項
- (8) その他議長において必要と認めた事項

第5章 雑 則

(改廃)

第30条 この規則の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 16 日から施行する。